

福祉科について

- 産業教育の改善に関する調査研究 -

昭和62年6月15日

文部省

検討の経過

昭和56年1月、文部省は、理科教育及び産業教育審議会に対して、「高等学校における今後の職業教育の在り方について」諮問し、昭和60年2月19日、同審議会から、その答申を受けた。この答申では、「2 職業学科の改善・充実(3) 今後新設が適当とされる学科の例」の中で、「福祉科」の設置について、検討の必要性を指摘している。

昭和60年5月、文部省では、答申の中で指摘されている研究・検討課題を受けて、産業教育の改善に

関する調査研究協力者を委嘱し、「職業学科の改善・充実」「教育課程の多様化・弾力化」「職業教育に関連する諸条件の改善」の三つのグループに分け、調査研究を進めてきた。「福祉科」の設置については、「職業学科の改善・充実」グループの下に開催された「福祉科部会」において具体的な調査研究を行った。本報告は、同会議が昭和60年12月から7回の会議を重ね、討議した結果をまとめたものである。

検討の概要

めていくことも重要となっている。(資料 参照)

1 社会の変化と福祉ニーズの増大・多様化

(1) 高齢化社会の到来

我が国の社会は、急速に高齢化が進んでいる。昭和45年に7%を超えた65歳以上の高齢者の人口比率は、現在では10%を超えており、既に15%を超えた県も現れてきている。高齢者の人口比率は今後ますます高まり、21世紀初頭には、我が国全体で16%に達すると予測されている。

このような高齢化の進展に伴い、人生80年時代にふさわしい社会の在り方を、国民の英知を傾けて考えなければならなくなってきている。また、今後の高齢化社会を担う児童生徒の関心と理解を探

(2) 福祉ニーズの増大と多様化

我が国の社会福祉は、従来、生活保護制度に代表されるように金銭的経済給付サービスが中心であったが、今日では障害者や高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進事業、あるいは在宅での給食サービスや入浴サービス等にみられるように、国民の福祉に関するニーズの多様化に伴って、福祉サービスの内容も変化し多様化してきている。人口の高齢化、家族規模の縮小化、女性の社会進出等の社会の変化に対応し、これからの福祉サービスは、暖かい人間関係を保ち、豊かな自己実現を図ることのできる生活を目指すものとして、在

宅福祉サービスや文化的活動の充実等がより一層求められていくこととなろう。そのためには、保健、福祉、教育等の諸サービスの関連が図られる必要がある。このような福祉の充実は、専門的な職員と機関によるサービスの提供のみならず、数多くの地域住民の参加・協力があってはじめて達成される課題でもある。

また福祉サービスの具体化が進む中で、各地方自治体においては、地域の特性や課題に照らした適切な地域福祉計画づくりとその実現のために必要なマンパワーの確保が大きな課題とされている。

2 福祉科設置の背景

(1) 福祉サービスに従事する人材の確保と資質の向上

国民の福祉サービスへの期待は、人口の高齢化とあいまって質・量ともに増大しつつある。

福祉サービスの内容は、対象者の心身機能の障害あるいは家族の介護能力の程度によって差異があり、複雑高度な専門技術を要するものから、日常生活における比較的簡単な介護まで幅広い範囲に及ぶが、このような多様なサービスを供給するためにはサービス受給者の必要としている種々のサービスの内容に相応できる専門的な知識と技術を身に付けた従事者の確保が不可欠である。専門的な福祉サービスの分野は多岐にわたるものであるが、例えば、高齢者の福祉サービスに従事する者の資質としては、高齢者の生活史や家族関係、地域社会の背景などを十分配慮して適切な対応ができることや、チームケアに参与する多数のメンバーの一員として自己の役割を理解し、遂行することなどが共通に必要な基本的な能力として要請されている。また、福祉サービスの提供の方法も、入所型社会福祉施設のみならず、在宅福祉サービスの充実が求められており、職員の養成に当たっても、従来以上に家政・家庭や看護・保健に関する知識と技術が必要とされている。

これら福祉サービス従事者として必要な資質の能力には、専門的な知識と技術の学習によって育成されるものだけでなく、生活体験を通して培われる生活感覚や生活の知恵あるいは社会人としての基本的な生活態度なども含まれるものであり、

福祉に関する教育を行う場合には、こうした幅広い観点からの人間教育が根底に置かれる必要があると考えられる。

(2) 福祉ニーズの多様化に伴うボランティア活動の活発化

今後、多様な福祉活動が活発化する中で、地域福祉サービスの包括的なシステムが確立される際、地域の生活の場に根ざしたボランティア活動に大きな役割が期待されている。日常生活上のケアを必要とする在宅療養者に対する援助は、家族を取り巻く近隣の住民の相互扶助的な援助活動は、地域社会における日常的な交流の上に成り立つものである。このことはまた、在宅療養者の生活の豊かさや生きがいにも結びつくものであり、その面からも地域を基盤とする諸活動の活性化が望まれている。

近年、住民のコミュニティ志向が高まっているといわれ、それは、例えば、15歳以上の人々の半数以上が社会参加に関心を持ち、また青少年が積極的に参加すべき活動の第一番目に老人、障害者に対する社会福祉活動を挙げているという調査結果などに表われている。(昭和60年11月「青少年の社会参加に関する世論調査」内閣総理大臣官房広報室 資料 参照)

今後、住民参加による住みよい地域社会づくりを図る上で、社会福祉関係のボランティア活動の活発化に期待されるところは大きく、教育面でもこのような活動の中心的な担い手となり得る人材の養成が必要となってくる。

また、福祉ニーズの増大により、公的福祉サービスやボランティア活動を補う民間部門の提供するサービスに対する需要も高まることが予想されている。

3 福祉科設置の基本的な考え方

(1) 福祉科設置の意義

従来、高等学校の職業教育としては、主として家庭に関する学科において家庭や児童福祉等に関する学習を行い社会福祉関連の業務に従事する者がみられるほか、看護業務従事者を養成することを目的とする衛生看護科が設けられているが、上

述のように増大し多様化する社会福祉ニーズに対応する人材を育成するために、高等学校において新しいタイプの職業学科として福祉科を設け社会福祉に関する職業教育を行うことは極めて意義深いことと考えられる。

また、社会福祉に関する教育は、若い年代から人命の尊重と福祉への関心と理解を養い、将来、生徒が家族や地域の生活を支える役割を担うようになったとき、社会のニーズにあった望ましい行動をとることができるような人間教育としても意義がある。このような観点から、将来福祉に関する指導的・専門的な業務に従事しようとする者に対して福祉に関する基礎的な教育を行い、基本的な能力と態度を育成することも重要である。

なお、福祉科の設置に当たっては、福祉業務従事者のニーズ、卒業生の公的資格との関連、地域の実態等を十分考慮し、各設置者において具体的な検討が進められることが期待される。また、例えば、家庭に関する学科で福祉教育を一層重視することや、普通科の生徒に対してもその興味・関心等に対応し福祉に関する教育を充実することも考えられる。

(2) 福祉科のタイプ

以上に述べた福祉ニーズの動向や福祉科設置の意義等を踏まえると、福祉科のタイプとして次の2つが考えられる。

ア 専門的な職業人の養成を目指すタイプ

このタイプでは、社会福祉のニーズに対応するために、高等学校卒業後福祉に関する業務に従事しようとする生徒に対し、福祉業務従事者として必要な福祉に関する専門的な知識と技術を習得させ、福祉施設等において、介護業務等に従事できる人材を養成する。一方、将来地域社会において福祉活動を推進する指導者としての素質を持った社会人を育成することをねらいとする。

イ 社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ

このタイプでは、将来福祉に関する指導的・専門的な業務に従事しようとする生徒に対し、基礎的な社会福祉教育を行い、生徒の社会福祉への関心と理解を深めさせることをねらいとする。高等学校卒業後は、高等教育機関の社会福祉学科等の関

連学科に進学して高度な学習をすること等により、例えば社会福祉主事や生活指導員等の資格を取得し、これらの関係業務に従事する。

4 福祉科の目標と教育内容

(1) 学科の目標

福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、福祉の理念と社会的意義を理解させるとともに、社会福祉の増進に寄与する能力と態度を育てる。

なお、福祉科の2つのタイプがそれぞれ重点を置く小目標を挙げると次のとおりである。

ア「専門的な職業人の養成を目指すタイプ」の学科

福祉サービスに必要な社会福祉・看護・家庭についての基礎的な知識と技術を習得させ、福祉施設等において福祉サービス業務に従事するために必要な能力と態度を養う。

イ「社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ」の学科

社会福祉の理念と原理について理解させ、将来、高等教育機関の福祉関連学科へ進学し、福祉関係の専門的な職業人となるために必要な、基礎的な能力と態度を養う。

(2) 教育内容

福祉科において取り上げる主な教育内容について示すと次のとおりである。

なお、これらの教育内容を高等学校学習指導要領総則第2款により、設置者が定める「その他特に必要な教科」として福祉に関する教科・科目を設置して取り扱う場合の事例を資料 1、既存科目の中で取り扱う場合の留意点を資料 2として示してある。

ア 社会福祉基礎に関する内容

- (ア) 社会福祉の理念・原理
- (イ) 社会福祉の歴史
- (ウ) 社会福祉の思想
- (エ) 社会福祉の国際的動向
- (オ) 社会福祉分野論

イ 社会福祉制度に関する内容

- (ア) 社会福祉の法と制度
- (イ) 社会福祉施設の種類とサービス内容

- (ウ) 社会福祉事業従事者
 - (エ) 在宅福祉サービス
 - (オ) 社会福祉関連の機関と制度
- ウ 老人介護に関する内容
- (ア) 老人の心と体
 - (イ) 老人介護の在り方
 - (ウ) 老人の環境についての介護
 - (エ) 老人の身体についての介護
 - (オ) 老人の行動についての介護
- エ 社会福祉援助技術に関する内容
- (ア) 対人援助技術の基礎理論
 - (イ) グループワークの基礎理論
 - (ウ) ケースワークの実際
 - (エ) グループワークの実際
 - (オ) 手話，点字技術の習得
 - (カ) 福祉機器の種類とその操作
 - (キ) レクリエーションワークの理論と実際
 - (ク) 地域組織方法の理論と実際
- オ 社会福祉実習に関する内容
- (ア) 視聴覚教材による対象理解
 - (イ) 施設・機関の訪問学習
 - (ウ) 社会福祉実習オリエンテーション
 - (エ) 配属実習
 - (オ) 実習記録
 - (カ) 実習総括レポートの作成
- カ 社会福祉演習に関する内容
- (ア) 問題発見，整理，解決に関する技法・考え方の習得
 - (イ) レポートの作成
- キ 家庭一般に関する内容
- (ア) 家族と家庭経営
 - (イ) 衣生活の経営と被服製作
 - (ウ) 食生活の経営と調理
 - (エ) 住居の機能と管理
 - (オ) 母性の健康と乳幼児の保育
 - (カ) 生活と情報処理
- ク 被服に関する内容
- (ア) 被服材料
 - (イ) 被服の管理
 - (ウ) 被服の製作
 - (エ) 病衣・老人衣服の実習
 - (オ) 服飾手芸
- ケ 食物に関する内容
- (ア) 栄養素
 - (イ) 特殊栄養
 - (ウ) 食品の加工
 - (エ) 献立と調理
 - (オ) 病人食・老人向きの食事の実習
 - (カ) 食生活の衛生
- コ 家庭経営・住居に関する内容
- (ア) 家庭生活と家族関係
 - (イ) 対人関係と接遇
 - (ウ) 住居の居住性
 - (エ) 家庭経営総合実習
- サ 看護基礎医学に関する内容
- (ア) 人体の構造と機能
 - (イ) 栄養
 - (ウ) 病原微生物と感染
 - (エ) 薬物に関する基礎知識
 - (オ) ライフサイクルと健康
- シ 基礎看護に関する内容
- (ア) 看護の本質
 - (イ) 看護の過程
 - (ウ) 日常生活と看護
 - (エ) 病人の訴えの把握と症状の観察
 - (オ) 体温・脈拍・呼吸・血圧の測定
 - (カ) 与薬
 - (キ) 包帯法
 - (ク) 電法
 - (ケ) 消毒・滅菌・隔離
 - (コ) 救急処置
- ス 成人看護に関する内容
- (ア) 成人・老人の主な疾患
 - (イ) 慢性疾患の看護
 - (ウ) リハビリテーションの基礎

福祉科について

- (エ) 老人の看護
- (オ) 精神衛生と看護

(3) 教育課程の編成例

福祉科の教育課程の編成例を示すと次のとおりである。

＜編成例Ⅰ＞ 専門的な職業人の養成を目指すタイプの学科における編成例

教科	科目	標準 単位	1年		2年		3年		科目 計	教科 計
			必修	選択	必修	選択	必修	選択		
国語	国語Ⅰ	4	4						4	9
	国語Ⅱ	4			2		3		5	
社会	現代社会	4	4						4	6～8
	日本史	4							2～4	
	世界史	4					} 2 Δ2			
	地理	4								
	倫理	2						} Δ2	0～2	
	政治・経済	2								
数学	数学Ⅰ	4	3		2				5	5～7
	数学Ⅱ	3						Δ2	0～2	
理科	理科Ⅰ	4	4						4	6～8
	生物	4						} Δ2	2～4	
	化学	4			} 2					
保健体育	体育	7～9	2		2		3		7	9
	保健	2	1		1				2	
芸術	音楽Ⅰ	2							2～4	2～4
	美術Ⅰ	2								
	工芸Ⅰ	2			} 2			Δ2		
	書道Ⅰ	2								
外国語	英語Ⅰ	4	4		2				6	11
	英語Ⅱ	5			2		3		5	
普通教科計・科目			22		15		11	4		52

＜編成例Ⅰ＞のつづき

教 科	科 目	1 年		2 年		3 年		科 目	教 科
		必修	選択	必修	選択	必修	選択	計	計
福 祉	社会福祉基礎	2						2	20～22
	社会福祉制度					2		2	
	老人介護	2		2				4	
	社会福祉援助技術			2		2		4	
	社会福祉実習			3		3		6	
	社会福祉演習					2	○2	2～4	
家 庭	家庭一般			4				4	8～10
	被 服					2		2	
	食 物					2		2	
	家庭経営・住居						○2	0～2	
看 護	看護基礎医学	2		2				4	8～10
	基礎看護	2		2				4	
	成人看護						○2	0～2	
専 門 教 科 ・ 科 目 計		8		15		13	2		38
教 科 ・ 科 目 計		30		30		24	6		
		30		30		30			90
特別活動	ホームルーム	1		1		1			3
	クラブ活動	1		1		1			3
合 計		32		32		32			96

*このタイプでは、実習等を通して、福祉の対象者に接する体験を持つこと、社会福祉業務に直接的に役立つ対人の技術（介護技術等）を身に付けることをねらいとしている。

福祉科について

＜編成例Ⅱ＞ 社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプの学科における編成例

教 科	科 目	標 準 単 位	1 年		2 年		3 年		科 目 計	教 科 計
			必修	選択	必修	選択	必修	選択		
国 語	国 語 I	4	4						4	11
	国 語 II	4			2		3		5	
	古 典	4					2		2	
社 会	現 代 社 会	4	4						4	10
	日 本 史	4							4	
	世 界 史	4			} 2		} 2			
	地 理	4								
	倫 理	2							2	
	政 治 ・ 経 済	2					} 2			
数 学	数 学 I	4	3		3				6	9
	数 学 II	3					3		3	
理 科	理 科 I	4	2		2				4	8
	生 物	4							4	
	化 学	4			} 2		} 2			
保健体育	体 育	7～9	2		2		3		7	9
	保 健	2	1		1				2	
芸 術	音 楽 I	2							2	2
	美 術 I	2								
	工 芸 I	2			} 2					
	書 道 I	2								
外 国 語	英 語 I	4	4		2				6	11
	英 語 II	5					5		5	
普 通 教 科 計				20		18		22		60

＜編成例Ⅱ＞のつづき

教 科	科 目	1 年		2 年		3 年		科 目 計	教 科 計
		必修	選択	必修	選択	必修	選択		
福 祉	社 会 福 祉 基 礎	2						2	12
	社 会 福 祉 制 度			2				2	
	社 会 福 祉 援 助 技 術			2		2		4	
	社 会 福 祉 実 習					2		2	
	社 会 福 祉 演 習					2		2	
家 庭	家 庭 一 般	4						4	8
	被 服			2				2	
	食 物			2				2	
看 護	看 護 基 礎 医 学	4						4	10
	基 礎 看 護			4				4	
	成 人 看 護					2		2	
専 門 教 科 ・ 科 目 計		10		12		8			30
教 科 ・ 科 目 計		30		30		30			90
特 別 活 動	ホ ー ム ル ー ム	1		1		1			3
	ク ラ ブ 活 動	1		1		1			3
合 計		32		32		32			96

*このタイプでは、社会福祉に関する基礎的な教育を行うとともに、普通教科・科目の比重を高めている。

(4) 教育課程運営上の留意事項

福祉科の教育課程を運営するに当たっては、次の点に留意する必要がある。

地域社会における福祉活動の実態を把握させる上から、体験学習の機会を十分に取り入れるよう配慮すること。

自己教育力を高めるために、自ら主体的に課題を設定して継続的な学習を行うことやボランティア活動の機会を取り入れるよう努めること。

状況に応じて適切に行動できる実践力を育てるために、事例研究や反復学習による技術の習得等、指導内容や指導法について工夫すること。

手話や点字等については、特別教育活動の時間の活用も考えられること。

福祉、家庭、看護の各系列の指導内容について、相互に関連を図りながら効率的に取り上げるよう工夫すること。

専門科目の学習内容と関連させて、福祉に関する講演会を学校行事に位置付けて実施すること等、教育活動全体の中で福祉に関する教育の充実を図ること。

5 生徒の進路

(1) 想定される進路

社会福祉事業従事者の資格や就業に関しては、今後の整備が待たれる問題も少なくない。したがって、高等学校福祉科卒業生の職業資格等については、これらの今後の動向との関連でさらに検討が必要である。

当面は、福祉科卒業生の進路を以下のように考えることができる。

ア 専門的な職業人の養成を目指すタイプ

保母、児童福祉施設の児童指導員、母子寮の母子指導員、教護院の教護・教母など、公的社会福祉施設で福祉サービス業務に従事するほか、民間老人ホーム、在宅介護サービス業など、福祉サービスを提供する民間企業に進むことも考えられる。

イ 社会福祉関係の高等教育機関への進学を目指すタイプ

社会福祉に関する基礎的な教育を受けて卒業した後、大学、短大の社会福祉、保育、看護等の学科に進学し、社会福祉及び看護関係の資格を取得

し、その分野の専門職となる。

(2) 福祉科と職業資格等

福祉科卒業生の想定される進路については上記のとおりであるが、現在の社会福祉関係の職種は、社会福祉主事の資格（大学で所定の学科を修めた者か、20歳以上で厚生大臣の指定する養成機関を経るか又は試験に合格した者）に準じた資格取得要件を必要とするものが多く、また、高卒者が取得できる資格についても短大や大学を卒業した者が取得する割合が多くなっている。このため、福祉科の設置に当たっては、卒業生の進路を十分配慮し、高校生にとって将来の社会的評価につながる魅力ある学科とするために、次のような方策について検討されることが望まれる。（資料 参照）

ア 福祉科卒業が一定の職業資格または職業基礎資格として位置付けられるようにすること。

今後、高齢化の進展に伴う福祉業務の急増に対応し、福祉に関する新たな職業資格が設けられる場合には、福祉科における学習を十分に配慮して制度化が図られること。

また、福祉科を卒業後、福祉に関する業務に就いた場合には、福祉科における学習やその後の実務経験を評価し、社会福祉主事等の福祉関係の資格取得のための基礎資格として認められることや必要な要件の一部を免除されること。

地域ニーズに対応した都道府県レベルの認定資格が設けられる場合、上記のように福祉科における学習が評価されること。

イ 福祉科卒業生を対象に専門的な福祉教育を更に深めて実施する専攻科を併設することにより、職業資格に結び付けること。

ウ 高等学校と大学との連携のもとに福祉に関する専門教育を実施することは、福祉に携わる人材の養成上極めて有意義であることから、福祉に関する学科の卒業生に対し、社会福祉関係の大学、短大において、推薦入学や特別の入学枠の認定、入試科目の配慮等を行うこと。

6 福祉科の条件整備

(1) 指導方法

福祉に関する教育は、家庭や看護あるいは社会

科等と関連するものであり、これら関連科目の教員が協力して指導に当たるほか、必要に応じ学校や地域の実態に応じて社会福祉の専門家や大学等の福祉教育担当者を活用することも考えられる。

なお、指導者の資質の向上を図るために、講習や研修などを進めることも必要である。

この学科は、現行の家庭に関する学科、看護に関する学科に近い教育内容を備えた学科であり、校内実習や現場実習を取り入れて指導効果を高めるため、これらの学科に相当する措置が講じられる必要がある。

(2) 施設・設備

この学科に必要な施設・設備は、学科の特色から、ほとんど家庭に関する学科及び看護に関する学科に共通している。

福祉科に必要な施設・設備として考えられるものを挙げると次のとおりである。

施設

被服実習室、被服準備室、食物実習室、食物準備室、家庭経営実習室、作法室、マネージメントハウス、社会福祉実習室、社会福祉準備室、看護実習室、看護準備室、情報処理実習室

設備

被服製作用機器、調理用機器、OA機器、看護用機器、障害者用機器、模型・標本、楽器等

7 福祉科以外の学科における福祉教育の配慮

家庭や地域社会における福祉ニーズの増大に対応し、社会福祉関係のボランティア活動等に積極的に参加できる能力と態度を身に付けた社会人を養成することも今後の重要な課題である。このような観点から、福祉に関する教育を家庭に関する学科等で重視する場合の配慮等について示すと、次のとおりである。

(1) 家庭に関する学科

家庭に関する科目の中で福祉に配慮した指導を行い、福祉に関する基礎的な知識と技術を習得することが考えられる。(資料 参照)

家庭に関する学科において、家庭生活に必要な知識と技術を習得させるとともに、地域福祉のボランティアリーダー等として活動し得る能力と態度を育てることを目的とする福祉コースを設けることも考えられる。

このコースは、従来の家庭に関する科目のほか社会福祉一般や援助技術に関する基礎的な学習を行う「福祉一般」のような科目及び看護に関する基礎的な内容の科目を履修させ、必要な資質を身に付けさせるものであり、福祉科における教育に準じた組織的な福祉教育を実施することも可能である。(教育課程の編成例については、資料参照)

(2) 看護に関する学科

既存の看護の科目の中に次のような福祉に関する教育内容を取り入れることが考えられる。

「看護基礎医学」……社会福祉の基礎に関する内容

「基礎看護」……社会福祉の援助技術

「成人看護」……障害者福祉、老人福祉

「母子看護」……児童福祉

「看護臨床実習」……福祉施設における実習

(3) 普通科

普通科においても、福祉に関する教育を充実することは、福祉に対する関心と理解を育てる観点から望ましいことである。その内容としては、例えば、社会福祉の基礎や援助技術などに関するものが考えられる。

く 資 料

1 新設科目で取り扱う場合の事例

福祉科で取り扱う内容のうち新設科目で対応することが考えられるものについてその目標，内容，指導上の留意事項を示すと次のとおりである。

「社会福祉基礎」

1. 目標

社会福祉全般に関する知識を習得させ，社会福祉の発展の重要性を理解させるとともに，社会福祉活動を行うために必要な能力と態度を育てる。

2. 内容

(1) 社会福祉の理念・原理

社会福祉がどのような理念の下に，どのような法的根拠を持って展開されているかを明らかにする。

(2) 社会福祉の歴史

現代社会における社会福祉の理念は，どのような歴史的経緯を経て成立してきたのかを，イギリス，アメリカと我が国の状況を対比させつつ理解させる。

(3) 社会福祉の思想

社会福祉の発達について，歴史的に顕著な社会福祉実践を行った実践家の人物史を通じて，思想，実践の面から理解を深めさせる。特に，人権思想豊かな社会づくりについて考えさせる。

(4) 社会福祉の国際的動向

社会福祉の歴史，制度は，その国々の歴史や社会状況と深くかかわっている。その点を十分踏まえつつ，先進諸国（特にイギリス，スウェーデン等），発展途上国及び社会主義諸国の動向について学ばせる。

(5) 社会福祉分野論

老人福祉，障害者福祉，児童福祉，母子・父子福祉，地域福祉，公的扶助等の分野ごとに，援助を必要とするようになった背景，要因の理

解，対象者の理解，問題解決方法について学ばせる。

3. 指導上の留意事項

(1) 社会福祉の国際的動向については，できるだけ統計を図表化し，かつ視聴覚教材を使用することにより，実態の理解がしやすくなるよう工夫する。

(2) 社会福祉分野論等についても，可能な限り視聴覚教材を用いることにより，対象及び実態の理解を深める。

(3) 対象理解を深めるために，障害者や高齢者の生活についての話を聞く機会を設けることが望ましい。

「社会福祉制度」

1. 目標

社会福祉の法制度，社会福祉施設，社会福祉事業従事者，社会福祉サービスなどに関する知識を習得させ，地域の実態に即した社会福祉サービスの向上を図る態度を育てる。

2. 内容

(1) 社会福祉の法と制度

社会福祉事業法，社会福祉六法（生活保護法，児童福祉法，身体障害者福祉法，精神薄弱者福祉法，老人福祉法，母子及び寡婦福祉法）を中心に社会福祉の法理念，制度について学ばせる。

(2) 社会福祉施設の種類とサービス内容

約65種類あるといわれる社会福祉施設の種類とその設置目的，サービス内容についての理解を深めるとともに，望ましい施設の運営の在り方及びその施設を利用している人々の生活構造について学ばせる。

(3) 社会福祉事業従事者

約70万人いるといわれる社会福祉職員の資格，養成，任用，研修等について学ばせる。また，それらの仕事にはどのような資質が必要とされており，それをどのようにしたら身に付けることができるかについても考えさせる。

(4) 在宅福祉サービス

在宅福祉サービスの理念，現状についての理解を深める。

(5) 社会福祉関連の機関と制度

学校，保健所，家庭裁判所，職業安定所，病院等の諸機関と社会福祉との関連について学ばせる。

3. 指導上の留意事項

(1) 全国的な制度と，各地域において必要とされ設置されている制度，サービスの実態とを常に対比させながら考えさせる。

(2) 現場で働いている人々に接し，話を聞く機会を設ける。

(3) 地域の施設を訪問し，施設の設置目的，利用者の生活実態，サービス内容について調査する機会や，住民がどのような在宅福祉サービスを望んでいるかを調査する機会を設けることが望ましい。

「老人介護」

1. 目標

老人に対する理解を深め，老人介護に関する基礎的な知識と技術を習得させるとともに，介護を適切に行う能力と態度を育成する。

2. 内容

(1) 老人の心と体

身体的老化，精神的老化，老人の身体的特長・精神障害等について理解させ，老人の現状について学習させる。

(2) 老人介護の在り方

老人介護の実施に当たっての重要点を理解させるとともに，人間社会での介護の役割を学習させる。

(3) 老人の環境についての介護

住環境の老人に及ぼす影響を理解させるとともに，衣服，寝具の世話の実際について学習させる。

(4) 老人の身体についての介護

身体の清潔，食事，排せつの知識と技術を習得させる。

(5) 老人の行動についての介護

老人の健康的な生活のあり方について理解させるとともに，運動・体位についての援助技術を習得させる。

3. 指導上の留意事項

(1) 技術指導については，実践的能力を育成するよう効果的な実習方法を工夫する。

(2) 「看護基礎医学」「基礎看護」「被服」「食物」等との関連を図りながら，指導計画を作成することが必要である。

「社会福祉援助技術」

1. 目標

対人援助に関する知識と技術を習得させ，社会福祉の充実に寄与する実践的な能力と態度を育てる。

2. 内容

(1) 対人援助技術の基礎理論

発達心理学やカウンセリングの方法論を踏まえて，社会福祉方法として発展してきたケースワーク論を中心に学習させる。

(2) グループワークの基礎理論

個人対個人ではなく，集団によって問題解決を図っていく上での基礎理論について学ばせる。

(3) ケースワークの実際

(4) グループワークの実際

具体的な事例（ケース記録やビデオに撮影された事例）に基づき，問題発見，問題整理，問題解決の能力を高める。その際，ロールプレイングやシミュレーション等の方法も活用する。

(5) 手話，点字技術の習得

障害者の生活実態を十分踏まえつつ，手話，点字の技術を習得させる。

(6) 福祉機器の種類とその操作

障害者がどのような福祉機器や自助具を使用しているのか，その種類，使用方法について概略的に学ばせる。特に車いすについては，試乗するなどしてその操作方法，操作の際の留意点について習得させる。

(7) レクリエーションワークの理論と実際

障害者や高齢者の生きがいと社会参加を進めるに際して有効なレクリエーションワークに関する理論と技術を学ばせる。

数種類のレクリエーションプログラムを身に付けさせることを目指す。

(8) 地域組織方法の理論と実際

在宅福祉サービスの実施に当たって必要な，

地域組織方法の理論と実際について学ばせる。
ボランティア活動の推進，団体の組織化，在宅福祉サービスの推進等の具体的事例を通して，技術，方法を習得させ，また，問題発見，問題整理，問題解決の能力を高めるものとする。

3. 指導上の留意事項

- (1) 福祉機器等を学校で収集・確保することが困難な場合，福祉施設，社会福祉協議会等との連携を行うことなどにより，効果的な実習の実施に配慮する。
- (2) 事例を扱う際には，ケースのプライバシーの保護に十分留意する。
- (3) シミュレーション教育や視聴覚教育に当たっては，単に模擬させたり，見せたりするのみでなく，発展的な学習となるよう工夫する。
- (4) レクリエーションワークやグループワークについては，1単位時間での実施が困難なので，2 - 3時間続きの授業も行えるよう時間割の作成の際工夫する。

「社会福祉実習」

1. 目標

社会福祉に関する知識と技術を実際の業務の場で活用し実践する経験を通して，社会福祉に携わる必要な能力と態度を育てる。

2. 内容

(1) 視聴覚教材による対象理解

実習施設の種類ごとに，その施設の目的，利用者の実態等について理解させる。

(2) 施設・機関の訪問学習

特別養護老人ホーム等実習施設を訪問し，関係職員から施設運営の実際や利用者の生活，職員の職務内容等について学ばせる。

(3) 社会福祉実習オリエンテーション

実習施設の職員及び教員から，配属実習プログラムの決定と実習の事前指導を受ける。

(4) 配属実習

現場実習を通して，対象者の理解，介護及び施設運営に関する理解を深め，介護業務など福祉業務に従事する者として必要な資質を養う。

(5) 実習記録

実習中，毎日活動の記録をとることにより実習上の課題及び問題点を明確にさせる。

(6) 実習総括レポートの作成

実習終了後，実習に関するレポートの作成を通して，書くべき項目の採択をも含め，レポートの書き方を学ばせる。

3. 指導上の留意事項

- (1) 実習を行う上では，実習先の選定及び実習指導体制の組み方が最も重要である。行政機関，社会福祉協議会との連携を図り，適切な実習指導体制をつくる必要がある。
- (2) 学習環境や通学経路などが変わるので，生徒の生活指導について特に配慮する。
- (3) 配属実習に当たっては，「老人介護」，「社会福祉援助技術」の学習内容を深めるような指導計画を作成することが必要である。
- (4) 事故防止の指導及び安全と衛生については特に配慮する。

「社会福祉演習」

1. 目標

社会福祉に関する科目の学習の基礎の上に立ち，主体的に学習する意欲の醸成を図り，学習方法を習得させる。

2. 内容

(1) 問題発見，整理，解決に関する技法・考え方の取得

高齢者に対する介護の在り方など，福祉に関して解決すべきどのような課題があるのかなどのテーマを設定し，実体験を踏まえて，問題を発見し，整理する能力を高める。

(2) レポートの作成

論文の書き方を学ぶとともに書く力を身に付けさせる。

3. 指導上の留意事項

- (1) 生徒の進路に応じたテーマを設定することが必要である。
- (2) テーマの内容に応じて，統計資料の活用や簡単な調査を行うことも考えられる。

既存科目で取り扱う場合の留意点

福祉科の教育内容のうち，家庭及び看護の既存の科目の中で取り扱うものについて，指導上の留意点は次のとおりである。

1. 家庭に関する科目

「被服」

病人用・障害者用の衣服や高齢者用の衣服の製作を取り扱う。製作に当たっては、着脱に便利なデザイン、洗濯に耐える縫製法及び縫製の能率化を工夫させ、着用目的に合った被服材料の選定と手入れができるようにする。

服飾手芸の実習題材は、手近な小物類を取り扱い（ししゅう、編物、造花等）、習得した技術が、障害者や高齢者の生きがいと社会参加を進めるものとなるように配慮する。

「食物」

病人及び高齢者に対する特殊栄養の理解を通して、それぞれに対応する献立を作成し、調理実習を行う。調理実習に当たっては、一般的な病気の場合や食事制限を必要とする疾患に係る病人食及び高齢者の食事についても取り扱い、適切な食生活ができるようにする。その場合「老人介護」、

「看護基礎医学」との連携について配慮する。

「家庭経営・住居」

家庭生活と家族関係の学習を通して、病人や高齢者の心情を理解し、適切な対応ができるようにする。また、見舞客や外来者等との対人関係と接遇についても取り扱う。

住居の居住性に関しては、病室の環境整備と管理も取り扱い、「老人介護」、「基礎看護」との連携について配慮する。

2. 看護に関する科目

「看護基礎医学」

人体の構造と機能については、人体の構成及び各器官の働きに重点をおいて指導する。栄養については、「食物」との関連を図り、栄養素、栄養と生理、健康者の栄養、病気と栄養を取り扱う。病原微生物と感染については、病原微生物の種類と感染症及び免疫を取り扱う。薬物の基礎知識については、薬物の与え方、薬理作用、薬物に関する法的規制に重点を置いて指導する。ライフサイクルと健康については、家族とライフサイクル及び家族の健康管理を取り扱う。

「基礎看護」

看護の本質については、看護の意義及び看護の過程を取り扱う。日常生活と看護については、日

常生活の理解、食事、排泄、運動・姿勢・体位、睡眠と休息、身体の清潔、衣生活、学習と活動、病床環境を取り扱う。与薬については、内服薬と外用薬の使い方について指導する。

指導に当たっては、「老人介護」との関連に十分配慮し、学習効果を高めるように配慮する。

○「成人看護」

成人・老人の主な疾患については、各系統から主な疾患を選んで重点的に指導する。慢性疾患患者の看護については、日常生活の管理と治療の継続を重視して指導する。老人の看護については、日常生活上の障害がある老人の看護及び老人の救急看護を取り扱う。リハビリテーションの基礎については、日常生活動作を中心に取り扱う。精神衛生と看護については、精神症状を有する人の看護について理解させる。

指導に当たっては、「老人介護」との関連に十分配慮し、福祉サービスの対象である人々に対し安全で効果的な働きかけができるよう配慮する。

福祉科について

Ⅲ 家庭に関する学科で福祉に関する教育を重視する場合の教育課程の編成例

教科	科目	標準 単位	1年		2年		3年		科目 計	教科 計
			必修	選択	必修	選択	必修	選択		
国語	国語Ⅰ	4	4						4	10
	国語Ⅱ	4			3		3		6	
社会	現代社会	4	4						4	9~11
	日本史	4			} 3		} △2	3~5		
	世界史	4								
	地理	4								
	倫理	2					} 2	2		
	政治・経済	2								
数学	数学Ⅰ	4	3		2			5	5~7	
	数学Ⅱ	3					△2	0~2		
理科	理科Ⅰ	4	4					4	8	
	生物	4			} 2		} 2	4		
	化学	4								
保健体育	体育	7~9	2		2		3	7	9	
	保健	2	1		1			2		
芸術	音楽Ⅰ	2			} 2		} △2	2~4	2~4	
	美術Ⅰ	2								
	工芸Ⅰ	2								
	書道Ⅰ	2								
外国語	英語Ⅰ	4	4		2			6	11	
	英語Ⅱ	5			2		3	5		
普通教科・科目計				22		19		13	4	58

Ⅲ 家庭の～のつづき

教科	科目	1年		2年		3年		科目計	教科計
		必修	選択	必修	選択	必修	選択		
家庭	家庭一般	4						4	20~22
	被服			2		2		4	
	食物			2		2		4	
	保育					2		2	
	家庭経営・住居						○2	0~2	
	福祉一般			3		3	○2	6~8	
看護	看護基礎医学	4						4	10~12
	基礎看護			4				4	
	成人看護					2	○2	2~4	
専門教科・科目計		8		11		11	2		32
教科・科目計		30		30		24	6		90
計		30		30		30			
特別活動	ホームルーム	1		1		1			3
	クラブ活動	1		1		1			3
合計		32		32		32			96

Ⅳ 社会の高齢者化に関する資料

1. 総人口、年齢3区分（0～14歳、15～64歳、64歳以上）別人口および構造係数：中位推計

年次	人口（単位 1,000人）			割合（％）				
	総数	0～14歳	15～64歳	64歳以上	0～14歳	15～64歳	64歳以上	
昭和 60	1985	121,049	26,042	82,534	12,472	21.51	68.18	10.30
61	1986	121,699	26,468	83,369	12,863	20.93	68.50	10.57
62	1987	122,336	24,848	84,203	13,284	20.31	68.83	10.86
63	1988	122,966	24,199	85,033	13,733	19.68	69.15	11.17
64	1989	123,593	23,601	85,758	14,234	19.10	69.39	11.52
65	1990	124,226	23,132	86,274	14,819	18.62	69.46	11.93
66	1991	124,864	22,778	86,645	15,442	18.24	69.39	12.37
67	1992	125,515	22,545	86,896	16,074	17.96	69.23	12.81
68	1993	126,181	22,393	87,074	10,714	17.75	69.01	13.25
69	1994	126,864	22,351	87,151	17,363	17.62	68.70	13.09
70	1995	127,565	22,387	87,168	18,009	17.55	68.33	14.12
71	1996	128,281	22,531	87,060	18,690	17.56	67.87	14.57
72	1997	129,008	22,790	86,907	19,371	17.62	67.37	15.02
73	1998	129,741	22,964	86,730	20,047	17.70	66.85	15.46
74	1999	130,473	23,240	86,558	20,675	17.81	66.34	15.86
75	2000	131,192	23,591	86,263	21,338	17.98	65.75	16.26
76	2001	131,888	23,957	85,914	22,017	18.16	65.14	16.69
77	2002	132,550	24,313	85,590	22,647	18.34	64.57	17.09
78	2003	133,170	24,642	85,331	23,196	18.50	64.08	17.42
79	2004	133,737	24,930	85,194	23,613	18.64	63.70	17.68
80	2005	134,247	25,164	84,888	24,195	18.74	63.23	18.02

（出所：日本の将来推計人口（昭和61年12月）
厚生省人口問題研究所）

2. 都道府県別人口の65歳以上比率の推移—趨勢延長型ケース—

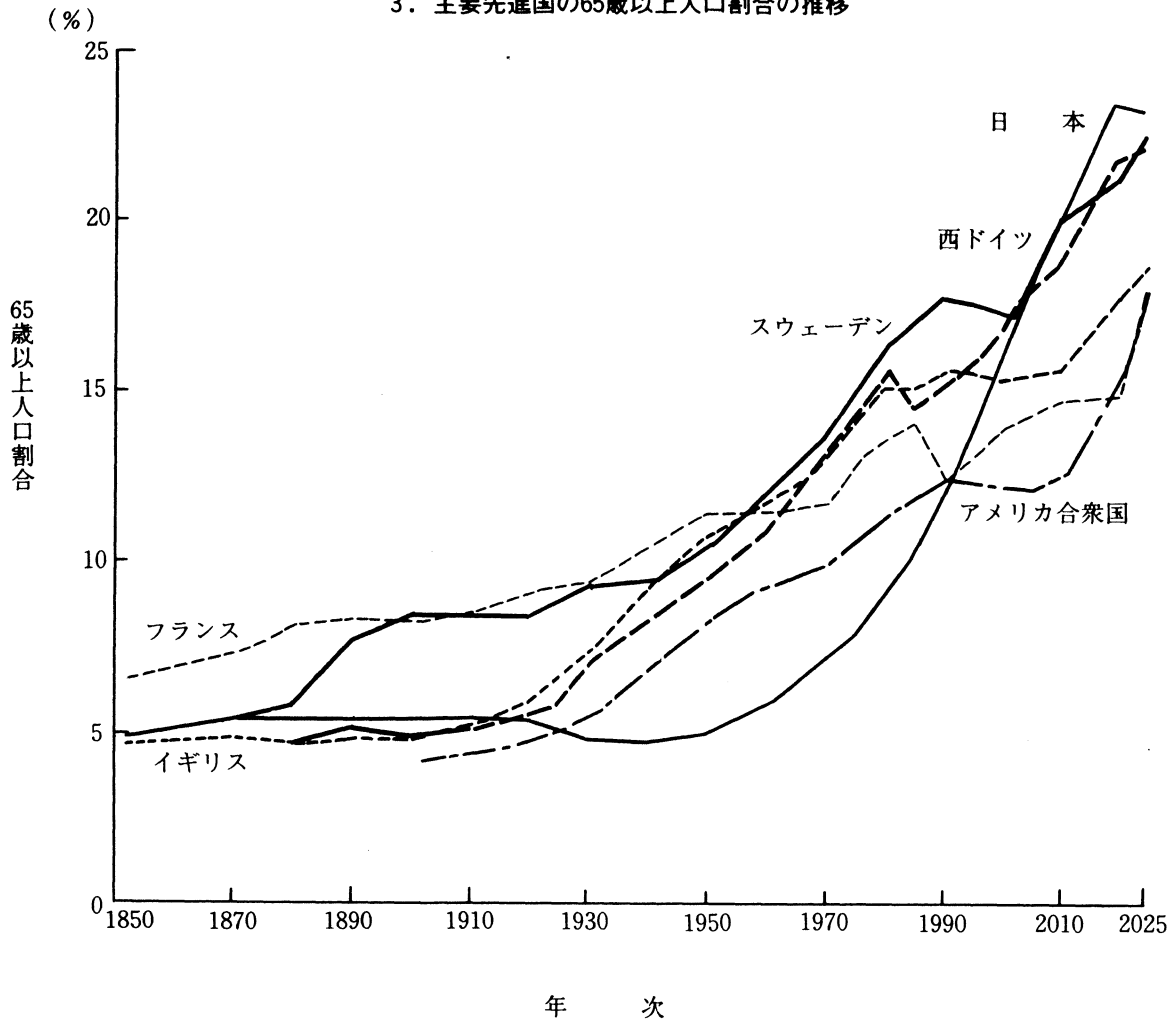
(%)

	昭和60年 (1985)	昭和65年 (1990)	昭和70年 (1995)	昭和75年 (2000)	昭和80年 (2005)	昭和85年 (2010)	昭和90年 (2015)	昭和95年 (2020)	昭和100年 (2025)
1 北海道	9.68	11.72	14.29	16.87	18.92	20.85	23.79	25.47	25.57
2 青森県	10.40	12.54	15.48	18.63	20.93	22.74	25.72	27.88	28.79
3 岩手県	11.89	14.25	17.54	20.58	22.64	24.01	26.27	28.04	28.65
4 宮城県	9.91	11.73	14.13	16.22	17.56	18.56	20.49	21.75	21.89
5 秋田県	12.61	15.34	19.16	22.70	25.00	26.35	29.13	31.39	32.43
6 山形県	13.44	15.36	19.25	21.80	23.16	23.81	25.69	27.29	27.83
7 福島県	11.92	14.09	16.94	19.19	20.36	21.11	22.99	24.71	25.40
8 茨城県	10.22	11.65	13.48	14.88	16.04	17.55	19.90	21.27	21.26
9 栃木県	10.52	12.24	14.44	16.14	17.27	18.66	21.29	22.93	23.13
10 群馬県	11.18	12.80	14.93	16.60	17.77	19.35	21.94	23.10	22.85
11 埼玉県	7.17	8.41	10.12	12.22	14.72	17.73	20.80	21.69	20.99
12 千葉県	7.91	9.17	10.97	13.04	15.24	17.90	20.82	21.73	21.16
13 東京都	8.93	10.48	12.60	15.20	17.66	20.29	23.23	24.34	24.68
14 神奈川県	7.48	8.84	10.71	12.83	14.96	17.39	19.87	20.40	19.85
15 新潟県	12.80	14.97	17.70	19.93	21.36	22.47	24.89	26.40	26.55
16 富山県	12.84	14.81	17.31	19.44	20.81	22.64	25.80	26.71	26.23
17 石川県	11.87	13.51	15.48	17.08	18.04	19.68	22.57	23.58	23.41
18 福井県	12.82	14.49	16.82	18.61	19.46	20.52	22.67	23.62	23.69
19 山梨県	12.93	14.55	16.53	17.95	18.77	19.72	21.44	22.30	22.28
20 長野県	13.65	15.77	18.31	20.00	20.86	21.98	23.82	24.45	24.19
21 岐阜県	10.87	12.50	14.84	16.93	18.59	20.39	22.69	23.84	23.53
22 静岡県	10.27	11.98	14.35	16.59	18.45	20.52	23.19	24.35	24.25
23 愛知県	8.48	9.81	11.72	13.89	16.07	18.52	21.44	22.16	21.75
24 三重県	12.07	13.47	15.84	17.88	19.34	20.96	23.24	23.93	23.60
25 滋賀県	10.79	11.86	13.60	14.96	15.86	17.23	19.48	20.26	19.94
26 京都府	11.20	12.43	14.28	16.30	18.11	20.46	23.63	24.42	24.09
27 大阪府	8.27	9.62	11.62	14.12	16.77	19.85	23.02	23.87	23.46
28 兵庫県	10.34	11.88	14.03	16.17	17.91	20.03	22.64	23.33	22.79
29 奈良県	10.13	11.37	13.21	15.00	16.63	18.73	21.26	21.93	21.29
30 和歌山県	13.20	15.18	17.89	20.28	21.83	23.62	26.11	26.93	26.63
31 鳥取県	13.74	15.90	18.61	20.68	21.56	22.24	24.20	25.35	25.52
32 島根県	15.32	17.68	20.62	23.05	23.91	24.46	26.59	27.68	27.81
33 岡山県	13.02	14.60	16.89	18.92	20.07	21.66	24.01	24.61	24.25
34 広島県	11.48	13.23	15.36	17.18	18.48	20.34	22.97	23.76	23.32
35 山口県	13.25	15.49	18.26	20.79	22.33	24.07	26.91	28.05	27.78
36 徳島県	13.29	15.24	18.16	20.60	21.87	22.89	25.41	26.84	27.03
37 香川県	13.27	15.21	17.81	19.93	21.03	22.33	25.19	26.08	25.83
38 愛媛県	12.94	15.08	17.87	20.14	21.48	22.81	25.44	26.70	26.80
39 高知県	14.52	16.77	19.67	21.89	22.86	23.94	26.33	27.22	27.02
40 福岡県	10.58	12.31	14.49	16.54	18.00	19.46	21.89	23.04	22.91
41 佐賀県	12.99	14.79	17.17	19.15	20.17	20.90	22.86	24.47	24.98
42 長崎県	12.15	14.32	17.02	19.41	20.91	22.01	24.55	26.70	27.66
43 熊本県	13.16	15.17	17.76	20.04	21.28	22.07	24.08	25.60	26.17
44 大分県	13.10	15.14	17.85	20.17	21.40	22.56	24.94	26.31	26.57
45 宮崎県	11.97	13.99	16.83	19.40	20.89	21.98	24.50	26.43	27.20
46 鹿児島県	14.16	16.16	18.69	20.72	21.56	21.84	23.41	25.12	26.07
47 沖縄県	8.65	9.69	11.17	12.91	14.46	15.23	16.85	18.96	20.03
全 国	10.30	11.93	14.12	16.26	18.02	19.96	22.54	23.56	23.37

(注1) 昭和55～60年の全国都道府県の純移動(流出入超過)率が推計期間中変化しないと仮定した場合の推計値であり、将来の地域開発の進展等による影響は考慮していない。

(出所:「昭和60年国勢調査結果にもとづく地域人口の将来推計について」)
厚生省人口問題研究所

3. 主要先進国の65歳以上人口割合の推移



(出所：日本の将来推計人口(昭和61年12月)
厚生省人口問題研究所)

V 青少年の社会参加に関する世論調査（抄）

（昭和60年11月 内閣総理大臣官房広報室）

○ 調査の概要

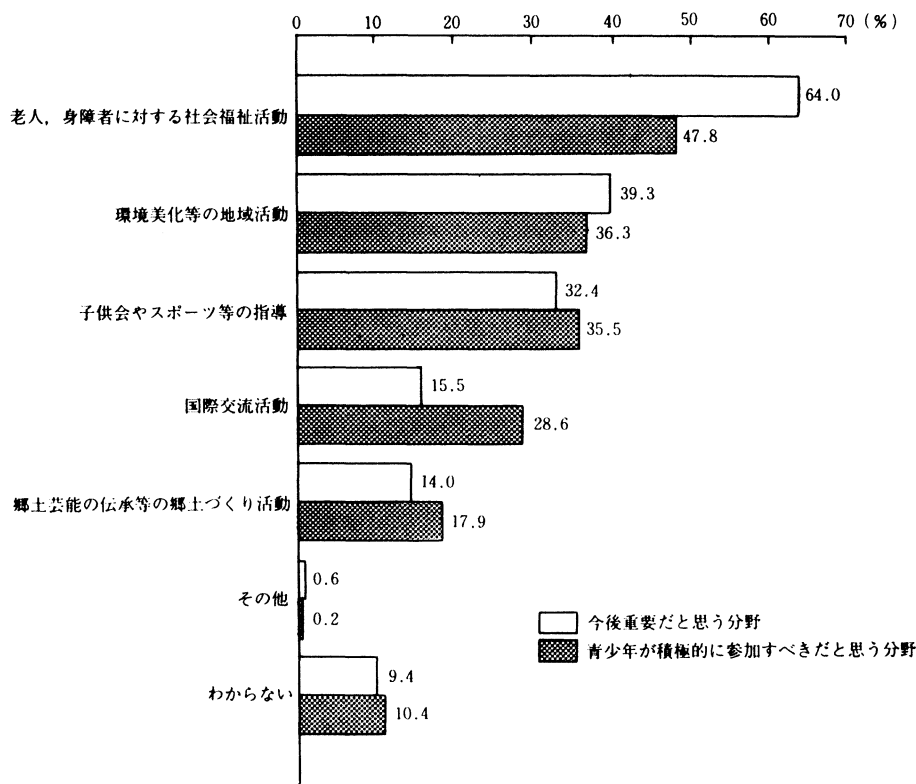
- | | |
|---|---|
| <p>1 調査の目的 青少年の社会参加に対する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。</p> <p>2 調査項目 (1) 社会参加活動に対する関心
(2) 社会参加活動の経験
(3) 生き方についての考え方
(4) 今後、重要だと思う社会参加活動の分野と青少年が積極的に参加すべきと思う分野
(5) 青少年の社会参加活動に対する評価</p> | <p>3 調査対象 (1) 母集団 全国15歳以上の者
(2) 標本数 3,000人
(3) 抽出法 層化2段無作為抽出法</p> <p>4 調査時期 昭和60年11月13日～11月19日</p> <p>5 調査方法 調査員による面接聴取</p> <p>6 回収結果 (1) 有効回収数（率）2,352人（78.4%）
(2) 調査不能数（率）648人（21.6%）</p> |
|---|---|

性・年齢別回収結果

性・年齢		標本数	回収数	回収率	性・年齢		標本数	回収数	回収率
男	15～19歳	175	134	76.6	女	15～19歳	150	122	81.3
	20～24歳	107	70	65.4		20～24歳	104	80	76.9
	25～29歳	90	58	63.7		25～29歳	135	111	82.2
	30～39歳	294	204	69.4		30～39歳	356	306	86.0
	40～49歳	291	209	71.8		40～49歳	299	254	84.9
	50～59歳	253	183	72.3		50～59歳	239	203	84.9
	60～69歳	148	115	79.3		60～69歳	170	148	87.1
	70歳以上	104	84	80.8		70歳以上	85	71	76.3
計		1,462	1,057	72.3	計		1,538	1,295	84.2

○ 調査結果の概要

2 重要だと思う分野と青少年が積極的に参加すべきだと思う分野



1 社会参加活動に対する関心度

	(該当者数)	関心がある			関心がない			わからない
		関心がある	非関心がある	やや関心がある	関心がない	あ関心がない	全関心がない	
総数	2,352	54.5	10.8	43.6	43.6	34.5	9.1	1.9
[性]								
男	1,057	54.2	13.3	40.9	44.6	35.7	8.9	1.2
女	1,295	54.7	8.8	45.9	42.9	33.5	9.3	2.5
[年齢]								
15～19歳	256	36.7	4.7	32.0	60.9	48.4	12.5	2.3
20～24歳	150	42.0	5.3	36.7	55.3	45.3	10.0	2.7
25～29歳	169	49.1	4.7	44.4	48.5	42.6	5.9	2.4
30～39歳	510	61.6	9.8	51.8	37.5	31.2	6.3	1.0
40～49歳	463	62.0	13.4	48.6	37.1	30.7	6.5	0.9
50～59歳	386	59.6	15.5	44.0	39.1	31.6	7.5	1.3
60～69歳	263	50.6	12.2	38.4	46.0	31.6	14.4	3.4
70歳以上	155	49.7	14.8	34.8	45.2	26.5	18.7	5.2

高等学校卒業により取得可能な社会福祉に関する主な資格

の教護事業に従事した者であって、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定したこと。

(参考)

ア．保母（児童福祉施設において、児童の保育に従事する者）

要件：高等学校卒業後、保母試験に合格すること。

保母試験の科目は、次のとおり。

- (ア) 社会福祉事業一般
- (イ) 児童福祉事業概論
- (ウ) 児童心理学及び精神衛生
- (エ) 保健衛生学及び生理学
- (オ) 看護学及び実習
- (カ) 栄養学及び実習
- (キ) 保育理論
- (ク) 保育実習

イ．児童指導員（養護施設等において、児童の生活指導を行う者）

要件：高等学校卒業後、2年以上児童福祉事業に従事した者。

ウ．母子指導員（母子寮において、母子の生活指導を行う女子）

要件：高等学校卒業後、2年以上児童福祉事業に従事した者。

エ．教護（教護院において、児童の教護を行う者）

要件：高等学校卒業後、3年以上児童の教護事業に従事した者。

オ．教母（教護院において、児童の保護を行う女子）

要件：保母の資格を有すること又は3年以上児童

社会福祉主事の任用資格

社会福祉主事は、都道府県及び市町村の福祉に関する事務所において、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び精神薄弱者福祉法に定める援護、育成又は更生の措置に関する事務を行う吏員である。

任用資格としては、20歳以上であって、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次のいずれかに該当することが必要である。

- (ア) 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
- (イ) 厚生大臣の指定する養成機関又は講習会の課程を終了した者
- (ウ) 厚生大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者

(備考)

上記のほか、高齢化の進展に伴う介護需要の増大に対応するため、新しい社会福祉士及び介護福祉士の資格制度が設けられることとなった。

（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年5月26日法律第30号）なお、施行期日は未定）